

2024年2月21日

利用団体 代表者様

豊中市立青少年自然の家わっぱる
(指定管理者：NPO 法人豊中市青少年野外活動協会)

2024年3月1日からの利用にあたって一部変更のお知らせ

日ごろは、豊中市立青少年自然の家をご利用いただき、ありがとうございます。
2024年3月1日からのご利用にあたりまして、市の規則の改定等により、一部変更がありますのでご案内を致します。2024年度版の利用ガイドもホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

記

- ① **豊中市に住所を有する中学生以下の方は、施設利用料が減免（10割）**になります。
- ② ①に伴い、提出書類の「施設使用及び付属施設使用、利用料金減免申込書」の名簿の住所欄にて、豊中市に住所を有する中学生以下の方は、**住所を番地・号までご記入**ください。
記入例は別紙をご参照ください。
- ③ 大人小人に関わらず川遊びをされる方は、水難事故への最小限のリスク対策として、救命胴衣（ライフジャケット）を**全員必ず着用**してください。¥300/着でレンタルも可能です。
レンタルを希望される場合、団体の引率責任者の方は事前に必要数をご連絡ください。
(サイズや数に限りがございます)
- ④ 川原の使用は、団体・家族毎に区画を設けておりますので、荷物の置き場所等は区画をご利用ください。区画のご希望を伺うことは可能ですが、**最終的にどの区画を使**っていただくかはご利用人数や内訳を考慮して、**施設で決定**させていただきます。

以上